

2021年2月3日
事務局長

新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」延長を受けた対策について

政府が「緊急事態宣言」の延長を決定したのに伴い、会員各位、関係各方面の方々の安全確保の観点から、当会事業および事務局業務についての下記対応の対象期間を3月7日までとさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当会事業

- ◆ 組織運営に必要な会合については、中止・延期や開催方法等を都度判断させていただきます、その他の主催会合は、原則、オンラインで開催いたします。リアルで開催する場合は、感染症対策を改めて徹底いたします。
- ◆ 会合の中止・延期については、個別にご連絡させていただくとともに、随時関係連ホームページに掲載いたします。

2. 事務局業務

- ◆ 引き続き、職員には、時差勤務と在宅勤務を認めますので、担当職員不在などにより対応に時間がかかる場合がございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◆ 各担当者へのメール等は遠慮なくご利用ください。

以上